

伊方町教育振興に関する大綱

～「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり～

平成 28 年 11 月

『「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり』を目指して

本町は、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして、大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力(こうろく)の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指します。

活力と潤いに満ちた地域、住んで良かったと思えるような魅力的なまちづくりを進めるためには、人づくりが大切です。本町に暮らす住民が、まちの現在と未来を担う大切な「力」であり、教育はその「力」を育む最も重要な営みです。

そのため、「人づくりがまちづくりの基本」という理念に基づき、本町に暮らす住民一人ひとりが様々な学習や活動、交流を通じてお互いの基本的人権を尊重し、学び合い高め合うことができるよう、学校・家庭・地域の連携体制を構築し、又地域の文化や歴史、施設、人材など、地域の資源を最大限に活用することで、生涯にわたり学び続けることのできる学習環境の整備を進めているところです。

このような中、平成 27 年 4 月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により「教育委員会制度」が変わり、新たに町長が「総合教育会議」を設けて、教育委員会との協議により、教育の振興に関する「大綱」を定めることになりました。

本町は、総合計画(平成 28 年度~37 年度)の将来像である「よろこびの風薫るまち 伊方」を実現するため、学校・家庭・地域や関係団体と連携しつつ、『「ふるさと愛いっぱい」の人材(人財)が育つまちづくり』を目指して「伊方町教育振興に関する大綱」(平成 28 年度~32 年度)を定め、4 つの施策に基づき、町民の皆様とともに、教育・スポーツ・文化の振興に取り組んで参ります。

平成 28 年 11 月 9 日

伊方町長 高 門 清 彦

施策の方針

1. 学校教育の充実

ふるさとを愛し、かつ国際化・情報化した現代社会に柔軟に対応できる子どもが育つように、地域の人材と自然資源を最大限に活用して、豊かな心と学力の向上を図る教育環境整備を進めます。

特に少子化の進むまちの実態に立って、保育所（認定子ども園）、小・中学校、高校との「縦の連携」の強化、保育所（認定子ども園）・学校と家庭、地域との「横の連携」の強化を図り、これからの時代に求められる「生きる力」の育成に重点をおいた教育を推進します。

2. 生涯学習・生涯スポーツの活性化

地域資源や情報通信技術を活用して、全町民が生涯を通じて学び続けることができる生涯学習環境を整備します。特に、関連施設の再編を進めながら、地域ごとの生涯学習活動の活性化に重点をおいて推進します。

また、健康で生きがいを持って暮らすためには、無理をせず、長く続けることができる運動は欠かせないことから、町民一人ひとりの自主的なスポーツ活動を支援します。

さらに、スポーツを通じた町民相互の交流によって、本町としての一体感の醸成につなげます。

平成 29 年のえひめ国体や平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック大会を契機として、生涯にわたるスポーツ習慣の定着に重点をおいて推進します。

3. 伝統・文化の継承と発展

先人から受け継がれた地域の伝統文化を誇り、次代へつなぐために、伝統・文化の掘り起しや、保存継承を積極的に行います。そして、佐田岬半島の伝統文化と文化財を守りながら、地域の魅力づくりにつながる環境づくりを継続します。

また、本町としての文化を創造するために、住民の文化活動を支援し、町内外にまちの魅力を発信できる人づくりと体制づくりを推進します。

4. 信頼と協働で創る豊かな地域社会の構築

人権尊重・男女共同参画社会分野では、町民、町職員、事業者、教職員など本町に関わるすべての人が正しい人権意識を備え、国籍や性別などを超えて男女共同参画、国際交流・地域間交流、地域活動を推進します。

レッドウイング市（米国）をはじめとする国際交流を中心に、より広い視野を持った人材（人財）育成のための交流環境を推進します。

また、これらの交流にあたっては、観光、教育、スポーツなど他の分野と連動させた交流活動の拡充に重点をおいて推進します。

施策の展開

1 学校教育の充実

● 目指す姿

保・小・中・高校、家庭、地域が連携し、変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、本町の将来を担う人材（人財）を磨き上げる独自の教育環境が整っています。そして、その教育環境のもとで、子どもたちが安心・安全に「徳」「知」「体」のバランスのとれた「生きる力」を身につけ、本町を担う人材として成長しています。

● 課題

少子化がさらに進むと予想される本町では、少人数教育の長所を最大限に生かし、家庭・学校・地域との一層の連携によって最良の教育環境を創出することが重要となっています。全ての子どもたちが夢の実現にチャレンジできるよう、就学環境や就学機会の充実、開かれた学校づくりを進め、魅力ある教育環境を整備していく必要があります。

● 成果指標

- ① 地域や保護者の参画と協力により、開かれた学校運営と地域の独自性を活かした教育活動が行われています。
- ② 保護者が安心して子どもをあずけられる幼児教育環境が整っています。
- ③ 安心して就学でき、安全に教育を受けることができる教育環境が整っています。
- ④ 子どもたちが確かな学力を身に着け、豊かな心と健やかな体を育み生きる力を備えています。
- ⑤ 社会のグローバル化に対応する力と郷土をより深く愛する心を身につける教育が充実しています。
- ⑥ ICT の積極的な活用により指導方法や指導体制が工夫改善され、子どもたちにとって学力向上につながっています。
- ⑦ 障害のある子どもたちが一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、自立と社会参加に向け、生き生きと学んでいます。

2 生涯学習・生涯スポーツの活性化

● 目指す姿

関連施設の再編を進めながら、各世代・各地域の要望に基づく学習活動の活性化と心身の健康増進につながる生涯スポーツの普及を図り、町民の主体性を発揮する機会が拡大しています。

さらに、老朽化した施設の計画的な再編と機能充実が進み、その人らしく、意欲的に生涯学習やスポーツに様々な形で参加する町民が増えています。また、えひめ国体や東京オリンピック等を契機として、生涯にわたるスポーツ習慣が定着しています。

● 課題

本町においては、高齢化や過疎化の進むことも念頭に置きながら、学習や活動に対する町民自身の意欲向上を図ることが重要となっています。

また、生涯学習やスポーツへの期待の大きい「学校施設の開放、スポーツ・レクリエーション施設の機能拡充」という町民の希望を踏まえ、町民が主体的に活動する環境づくりをさらに進めていく必要があります。

● 成果指標

- ① 町民一人ひとりが求めに応じた手段で学びを享受するとともに、学びを通して得た知識・技能を地域に還元しています。
- ② 地域に根ざした公民館活動が充実し、地域の活性化に貢献しています。
- ③ 生涯学習やスポーツの施設・設備が整備され、その活動の質や機会が充実しています。
- ④ 読書活動などを通じて町民の様々な知的欲求を満たし、地域の情報拠点として人々の暮らしを豊かにしています。
- ⑤ 児童生徒及び青少年が地域の中で健全に育っています。
- ⑥ 町民と一体となった「えひめ国体」を開催し、スポーツに親しむ気運が一層高まるとともにまちの活性化につながっています。

3 伝統・文化の継承と発展

● 目指す姿

佐田岬の伝統・文化の継承と新たな文化の創造に向けて、まち全体が活発に取り組んでいます。また、地域独自の伝統文化と文化財を守りながら、地域の魅力づくりにつながる環境づくりが整備されています。

● 課題

佐田岬半島の歴史・文化を知ることや地域行事の存続は、地域コミュニティの維持、郷土愛の醸成、若い世代の人口流出の精神的歯止めにつながり、まち全体の活力にもつながります。そのため、地域に伝わる伝統的な文化、文化財に親しむ機会を増やしていく取組が必要です。また、文化財行政の体制強化も必要になります。

● 成果指標

- ① 佐田岬半島固有の文化財、文化遺産が活かされるとともに、町民の文化意識が高揚しています。
- ② 佐田岬半島の歴史・文化に関する知識、情報を求めに応じて得ることができる環境が整っています。
- ③ 文化財行政の推進で専門的人材を育成し、佐田岬半島の文化と誇りの継承が促進されています。
- ④ 固有の歴史や文化を守り伝え、地域の力として活かしていく「地域博物館構想」の環境が整備されています。
- ⑤ 活動の発表や本物に触れる機会を設けるなど、町民の活動意欲の喚起によって文化活動が活性化しています。
- ⑥ 四国最古の天然記念物「三崎のアコウ」保存環境整備により、文化財・自然保護精神の高揚とともに来訪者が増加しています。

4 信頼と協働でつくる豊かな地域社会の構築

● 目指す姿

すべての町民と行政職員が人権尊重の意識を持ち、あらゆる機会の人権尊重に基づく行動を実践しています。また、男女共同参画においては、男女がお互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、能力を十分に発揮できる社会が実現しています。

各種交流活動においては、町民を主体に様々な地域間交流や国際交流の活動が活発に行われています。

● 課題

町民の幸福感を高めるには家族、友人、地域とのつながりが大切であり、そうした生活環境を構築するには、差別や偏見のない社会であることが条件となります。あらゆる人権問題や差別の解消を目指し、今後も町民の人権意識の普及啓発を図り、家庭・地域・組織それぞれにおいて人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた実践的な行動が求められます。また、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、様々な主体（行政、団体、町民）や多様な分野（文化、スポーツなど）での交流の活性化が期待されます。

● 成果指標

- ① 町民一人ひとりが、「性別」、「年齢」、「障害の有無」、「国籍」などにかかわらず、基本的人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権を尊重する態度や行動が日常生活に根づいています。
- ② いじめの未然防止や様々な虐待防止の周知・啓発の充実を図るとともに、積極的に相談に対応することでその問題の解消につながっています。
- ③ 男女の性差に関係なく、個人が自らの能力を最大限に発揮し、自分の意思を表現できるよう、男女共同参画社会が形成されています。
- ④ より深い、より幅広い地域間交流や国際交流の推進は、次代を担う人材育成に貢献するとともに、地域の活性化につながっています。